

契機となった災害等	防災法制度等の歩み
昭和21年 南海地震	昭和22年 「災害救助法」制定 ：救助全般にわたる規定を設けた 【物資】炊出しや食品、被服や寝具、器具や資料、学用品など【避難所運営】収容施設、医療や助産など【生活再建】生業資金など
	昭和25年 【自治体支援】国庫負担の算定の基礎を新地方税に合わせることで、地方財政の実情に即した国庫負担をなし得るように改めた（「災害救助法」一部改正）
昭和28年 西日本水害 紀州大水害	昭和28年 救助の種類の増加拡充 【物資】飲料水、【自治体支援】被災者の救出、【生活再建】住宅修理、仮設住宅、 【自治体支援】国庫負担の改正、地方財政負担の軽減を図る、救助機関における電気通信設備の優先的使用（「災害救助法」一部改正）
昭和33年 狩野川台風	昭和34年 【自治体支援】死体捜索や処理、障害物の除去を救助種類に増加拡充（「災害救助法施行令」一部改正）
昭和34年 伊勢湾台風	昭和36年 「災害対策基本法」を制定 ：防災行政の総合性・計画性を確保するとともに、広域的な大規模災害に対応する体制を整備
	昭和37年 災対法の制定に対応して「災害救助対策協議会」の廃止、その他所要の調整を行うとともに、救助の円滑適正な実施を期するため、救助実施要件の明確化、救助費の国庫負担の改善（「災害救助法」一部改正）
昭和39年 新潟地震	災害救助法の適用基準の明確化、救助費用の国庫負担の下限設定（「災害救助法施行令」一部改正）
	昭和41年 「地震保険に関する法律」制定 保険会社等が負う地震保険責任を政府が再保険することにより、地震保険の普及を図り、地震等による被災者の生活を安定
	昭和43年 「災害の被害認定基準」（各省庁あて通知） 災害の被害認定の基準（重症者・軽症者、家屋全壊・半壊、住家・非住家等）について、各省庁間の差異を統一
	昭和48年 「災害弔慰金の支給等に関する法律」制定 ：【生活再建】災害により死亡した者の遺族に対して支給する災害弔慰金など（災害弔慰金の最高額引き上げ、昭和50年：100万円、昭和51年：150万円、昭和53年：200万円、昭和56年：300万円、平成3年：500万円）
	昭和57年 【生活再建】災害障害見舞金制度の創設（「災害弔慰金の支給等に関する法律」一部改正） （災害障害見舞金の最高額引き上げ、平成3年：250万円）
平成7年 阪神・淡路大震災	平成7年 【自治体支援】自衛隊の派遣要請の法定化、ボランティアなどによる防災活動の環境整備、「緊急災害対策本部」設置要件緩和など（「災害対策基本法等」一部改正）
	平成8年 「特定非常災害の被害者の権利利益の保全等を図るための特別措置に関する法律」制定 ：大規模な非常災害が発生した場合に、行政上の権利利益の満了日の延長等に関する各種特別措置を政令で定めることにより、災害時にこれらの措置を迅速に発動できるようにした
	平成10年 「被災者生活再建支援法」制定 【生活再建】生活基盤の再建を支援し、生活の安定と速やかな復興を進めるため、都道府県が拠出した基金から支給を行う
	平成11年 「地方分権一括法」の制定により「災害救助法の一部を改正する法律」について法定受託事務の明示等（「災害救助法」一部改正） 法の適用基準を政令で定める等（「災害救助法施行令」一部改正）
平成13年 「被災者生活再建支援法」が 国土庁から内閣府に移管	平成13年 「災害の被害認定基準」改正（各省庁あて通知） 【生活再建】災害の被害認定の基準について、居住のための基本的機能の維持に着目して所要の点検・見直しを図った 「災害に係る住家の被害認定基準運用指針」作成 【生活再建】被害認定基準の改正に伴い、具体的な調査方法や判定方法を定め、的確かつ円滑な被害認定業務の実施に資するために作成
平成16年 新潟中越地震	平成16年 【生活再建】支給限度額を引き上げ（最高300万円まで）支給対象に「大規模半壊」世帯等を追加（「被災者生活再建支援法」一部改正） 【生活再建】適用要件の拡充（令第1条第5号）等（「被災者生活再建支援法施行令」一部改正）
平成19年 能登半島地震	平成19年 【生活再建】支援金を定額（渡し切り）方式に改正等（「被災者生活再建支援法」一部改正） 【生活再建】適用要件の拡充（令第1条第4号）等（「被災者生活再建支援法施行令」一部改正）
平成22年 梅雨前線による大雨	平成22年 【生活再建】適用要件の拡充（令第1条第6号）等（「被災者生活再建支援法施行令」一部改正）
平成23年 東日本大震災	「災害に係る住家被害認定業務実施体制の手引き」作成 ：大規模災害での住家の被害認定の適切かつ円滑な実施のために作成
	平成23年 【生活再建】支給対象に兄弟姉妹を追加（「災害弔慰金の支給等に関する法律」一部改正） 【生活再建】差し押さえ等を禁止（「災害弔慰金の支給等に関する法律」及び「被災者生活再建支援法」一部改正）
	平成24年 【自治体支援】市町村が被害状況の報告ができなくなった場合、都道府県が必要な措置を講じ、国と情報共有することを規定。 人命救助などに限定されていた地方公共団体間の応援規定に避難所運営、巡回健康相談、施設修繕などを追加。 【物資】要請等を待たず物資等を供給できること、運送事業者に物資等の運送を要請できること等を規定（「災害対策基本法」一部改正） 【避難所運営】市町村・都道府県の区域を越える被災住民の受入れ（広域避難）に関する調整規定を創設（「災害対策基本法」一部改正）
平成25年「災害救助法」及び「災害弔慰金の支給等に関する法律」が厚生労働省から内閣府に移管	平成25年 【自治体支援】応援県から国に対する救助費用の立替え払いの導入等（「災害救助法」一部改正） 【生活再建】罹災証明書を遅滞なく交付することを市町村長の義務として明文化（「災害対策基本法等」一部改正） 【避難所運営】「避難所運営」避難所以外の場所に滞在する被災者の生活環境の整備、避難所の環境整備について明文化（「災害対策基本法等」一部改正）
	【自治体支援】救助活動の妨げとなる障害物の除去等を国が代行する仕組みを創設（「災害対策基本法」一部改正） 「避難所における良好な生活環境の確保に向けた取組指針」作成 【避難所運営】避難所における良好な生活環境を確保し、避難生活に対するきめ細かな支援を実施するに当たっての参考となる指針を作成
平成28年 熊本地震	平成27年 【自治体支援】特定の大規模災害による廃棄物処理について、環境大臣による災害廃棄物処理に関する指針の策定、廃棄物処理代行 等（「災害対策基本法」一部改正）
	平成28年 「避難所運営ガイドライン」作成 【避難運営】「避難所における良好な生活環境の確保に向けた取組指針」の作成に伴い、市町村が実施すべき具体的な対応を整理 「避難所におけるトイレの確保・管理ガイドライン」作成 【避難運営】特にトイレについて具体的に整理 「福祉避難所の確保・運営ガイドライン」作成 【避難運営】特に福祉避難所について具体的に整理
	平成30年 【自治体支援】救助実施市制度の創設（「災害救助法」一部改正） 【生活再建】災害援護資金の利率を自由化（「災害弔慰金の支給等に関する法律」一部改正）
令和元年 房総半島台風 東日本台風	令和元年 【生活再建】住宅の応急修理に「準半壊」を創設（「災害救助法内閣府告示」） 【生活再建】災害援護資金償還免除の対象範囲の拡大等（「災害弔慰金の支給等に関する法律」一部改正） 【生活再建】支給対象に「中規模半壊」世帯を追加（「被災者生活再建支援法」一部改正）
	令和3年 【自治体支援】国による地方公共団体が応急措置に要した費用の補助等を導入（「災害対策基本法等」一部改正） 【避難所運営】要配慮者を受け入れいる避難所を「指定福祉避難所」として「指定避難所」と区別して公示できることとした（「災害対策基本法施行規則」一部改正）
	【自治体支援】災害が発生する前段階（おそれ段階）での法適用（「災害救助法」一部改正） 【生活再建】災害が発生する前段階（おそれ段階）での法適用（「災害弔慰金の支給等に関する法律」一部改正）
	「自然災害義援金に係る差押禁止等に関する法律」制定 【生活再建】これまで災害ごとに制定していたものを一般化
令和4年の地方からの提案等に関する対応方針	令和4年 【避難所運営】指定福祉避難所の受入対象者が直接に指定福祉避難所等に避難できるよう、あらかじめ調整しておくことなどを追記（「福祉避難所の確保・運営ガイドライン」一部改正） 【避難所運営】熱中症対策、女性の視点を踏まえた運営、ボランティア団体等と平時から顔の見える関係を構築することなどを追記（「避難所における良好な生活環境の確保に向けた取組指針」・「避難所運営ガイドライン」一部改正） 【避難所運営】マンホールトイレの整備にあわせて下水道処理施設の耐震化、災害時の利用を想定した合併処理浄化槽の設置等を追記（「避難所における良好な生活環境の確保に向けた取組指針」・「避難所におけるトイレの確保・管理ガイドライン」一部改正）
	令和5年 【生活再建】被害認定調査において、固定資産課税台帳等の情報の利用を可能とすることを明文化（「災害対策基本法」一部改正） 【生活再建】住家の被害の拡大を防止するための緊急修理（ブルーシートの展張）の追記（「災害救助法内閣府告示」）